

京都市中央食肉市場 使用料一覧（令和4年4月1日～）

区分	単位	使用料		
		改定前	改定後	
卸売業者市場使用料	1月	卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき1月	2,058円	3,218円	
関連事業者店舗使用料		2,050	2,158	
事務室使用料		甲	975	975
		乙	2,050	2,158
冷蔵庫使用料		4,440	5,998	
構内地使用料		144	425	
部分肉加工処理施設使用料		2,525	3,749	
と室使用料		牛及び馬	2,528	2,528
	子牛、子馬、めん羊及び山羊	743	743	
	豚	743	743	
病畜と室使用料		と室使用料の1.5倍に相当する額	と室使用料の1.5倍に相当する額	
副生物処理室使用料	1平方メートルにつき1月	2,915	4,213	
従業員控室使用料	つき1月	2,050	2,158	

備考

- 「甲」とは平成30年3月31日以前に設置した市場施設を、「乙」とは同年4月1日以後に設置した市場施設をいう。
- 「子牛」及び「子馬」とは、それぞれ条例別表備考1に規定する子牛及び子馬をいう。
- 使用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含むものとする。